

制定 令和6年4月24日 原規総発第2404246号 原子力規制委員会決定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第25条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈を次のように定める。

令和6年4月24日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第25条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第25条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈を別添のとおり定める。

附 則

この規程は、核燃料物質の使用等に関する規則等の一部を改正する規則の施行の日（令和6年5月30日）から施行する。

(別添)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第25条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈

令和6年4月24日
原子力規制委員会

I 運用の基本的な考え方

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第62条の3（主務大臣等への報告）に基づく核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下「外運搬規則」という。）第25条（以下「外運搬報告基準」という。）の規定は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の運搬中（工場又は事業所外における運搬を開始し、終了するまでの間をいう。）に発生した事象について適用されるものとする。
2. 運搬を行う原子力事業者等（製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び核燃料物質使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧核燃料物質使用者等を含む。）をいう。）は、事象が外運搬報告基準の各号のいずれかに該当すると判断したときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。また、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、委員会に報告するものとする。ただし、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）第41条各号に該当しない核燃料物質使用者については、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）第54条の規定により、再発防止のための対策等を定めた後、速やかに報告書に取りまとめて委員会に報告することをいう。

ここで「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいい、「遅滞なく」報告するとは、事象の発生原因が特定され、品質マネジメントシステム等により再発防止のための対策等を定めた後、速やかに報告書に取りまとめて委員会に報告することをいう。

なお、必要に応じ、原子力事業者等が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により当該事象を対外的に公にすることをいう。）は差し支えない。

II 外運搬報告基準の各号について

外運搬報告基準の各号の目的、語句・文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

1. 目的

核物質防護及び放射線防護の観点から、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬（以下「事業所外運搬」という。）において核燃料物質の盗取又は所在不明があった場合に報告を求めるものである。

2. 運用上の留意点

事業所外運搬において、搬入時における運搬する核燃料物質の数量が搬出時における数量と比較して減少した場合は、合理的な評価によって説明できる場合を除き、減少した核燃料物質の種類のかんを問わず、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたものとして、本号に該当するものとする。

二 核燃料物質等が異常に漏えいしたとき。

1. 目的

事業所外運搬は、公衆が生活し、かつ、法に基づく核燃料物質の管理が行われない場所で行われるものである。そのような場所において核燃料物質等が異常に漏えいしたときは、災害の発生及び拡大の防止、原因究明並びに再発防止対策の検討を行う必要があるため、報告を求めるものである。

2. 語句・文章の解釈

「異常に漏えいしたとき」：核燃料輸送物から放射性物質が漏えいしたとき。ただし、BM型輸送容器又はBU型輸送容器の密封装置から放射性物質が漏えいした場合は、その漏えい率が、外運搬規則第19条第1項第6号に掲げる「核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書」等に記載された発送前に行う検査の基準を超えたとき。

三 前二号のほか、核燃料物質等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

1. 目的

核燃料物質等の運搬が原因で人の障害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害の発生及び拡大の防止、原因究明並びに再発防止対策の検討を行う必要があることから、報告を求めるものである。

2. 語句・文章の解釈

「放射線障害以外の障害であって軽微なもの」：放射線障害以外の人の障害であって事業所外運搬上の支障を生じないもの。